

旅行業法関係事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）に関する事務の実施にあたり、法、同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「規則」という。）及び旅行者営業保証金規則（平成8年法務・運輸省令第1号。以下「保証金規則」という。）の規定に基づく実務上の詳細事項等を規定することにより事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 登録

(登録等の申請)

- 第2条 法第3条に基づく旅行業の登録の申請をするものは、「別表1 旅行業新規登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出するものとする。
- 2 法第3条に基づく旅行者代理業の登録の申請をするものは、「別表2 旅行者代理業新規登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出するものとする。
- 3 法第6条の3第1項に基づく有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）申請をするものは、「別表3 旅行業更新登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出するものとする。
- 4 法第6条の4第1項に基づく旅行業務の範囲の変更（以下「変更登録」という。）をしようとする者は、「別表4 旅行業変更登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出するものとする。
- 5 法第23条に基づく旅行サービス手配業の登録の申請をするものは、「別表5 旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表」に記載の申請書及び添付書類を提出するものとする。

(登録事項の変更届等)

- 第3条 法第6条の4第3項に規定する旅行業又は旅行者代理業（以下「旅行業等」という。）の登録事項の変更の届け出をする者は、「別表6 旅行業等変更届出書類一覧表（1）」又は「別表7 旅行業等変更届出書類一覧表（2）」に記載の届出書及び添付書類を提出するものとする。
- 2 法第18条の2第1項又は第2項の規定により、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所へ保管替えする等の手続きを行った場合は、供託書の写しを知事に届け出るものとする。
- 3 法第27条第1項に規定する旅行サービス手配業の登録事項の変更の届出をする者は、「別表8 旅行サービス手配業変更届出書類一覧表」に記載の届出書及び添付書類を提出するものとする。

(旅行業等の申請書・届出書の添付書類)

第4条 規則第1条の4第1項第1号ハ(1)の「旅行業務に係る事業の計画」は概ね「第1号様式」による。

2 規則第1条の4第1項第1号ハ(2)の「旅行業務に係る組織の概要」には、旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、選任している旅行業務取扱管理者を明示すること。この場合、国内旅行のみを取り扱う営業所と海外旅行までを取り扱う営業所の別を明記すること。

3 「宣誓書」は概ね「第2号様式」による。この宣誓書を法第6条第1項第1号から第6号まで、及び第8号のいずれにも該当しないことを証する書類として認めるものとする。

4 規則第1条の4第1項第2号ハの「財産に関する調書」の資産欄に財産として計上した資産に関する証明書は次の各号による。

(1) 預金を計上した場合は、その残高証明書

(2) 不動産を計上した場合は、固定資産評価証明書又は不動産鑑定評価書

5 「旅行業務取扱管理者選任一覧表」は、概ね「第3号様式」による。

6 申請者が旅行業務取扱管理者として選任することを予定している従業員で、雇用することが確実であると認められる者については、本人の同意書（他の会社から出向する予定の従業員にあっては、本人の同意書及び出向に関する契約書の写し）を添付する。

7 「旅行業法の改正に伴う経過措置について」（観観産第622号観光庁参事官（産業政策担当）通知平成29年12月28日）に定める経過措置の期間内に限り、新規登録、更新登録、変更登録を申請する場合及び変更の届け出をする場合は、誓約書（第1号又は第2号参考様式）を添付する。なお、変更届出書においては、直近の新規登録もしくは更新登録時に誓約書を提出した場合はその写しに変えることができる。

8 営業保証金供託済届出書は、概ね「第4号様式」による。

(旅行サービス手配業の申請書・届出書の添付書類)

第4条の2 規則第43条第1項第1号ハ(1)の「旅行サービス手配業務に係る事業の計画」は概ね「第5号様式」による。

2 規則第43条第1項第1号ハ(2)の「旅行サービス手配業務に係る組織の概要」には、旅行サービス手配業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行サービス手配業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行サービス手配業務取扱管理者を明示すること。

3 「宣誓書」は概ね「第2号様式」による。この宣誓書を法第6条第1項第1号から第4号まで、第8号及び法第26条第1項第2号から第3号のいずれにも該当しないことを証する書類として認めるものとする。

4 「旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表」は、概ね「第6号様式」による。

5 申請者が旅行サービス手配業務取扱管理者として選任することを予定している従業員で、雇用することが確実であると認められる者については、本人の同意書（他の会社から出向する予定の従業員にあっては、本人の同意書及び出向に関する契約書の写し）を添付すること。

(営業所)

第5条 案内所、出張所、連絡所、サービスステーション等の名称の如何を問わず、実質的に旅行業務又は旅行サービス手配業務を取り扱う場所は、法第4条第1項第2号又は第24条第1項第2号の営業所として登録を受ける必要がある。

2 航空券の発券等、運送事業者の代理行為のみを行う場合であっても、旅行者等が行う場合は旅行業務となるため、営業所の登録が必要である。ただし、運送事業者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について代理して契約する行為のみを行う場所であって、次の要件のすべてを満たすものについては、営業所の登録を要しないものとする。この場合、登録を要しないことについては、事前に承認を受けるものとする。

(1) 当該場所で取り扱う航空券、乗車船券等の範囲は、旅行業務に関する取引の公正の維持等の観点から問題を生ずる可能性が小さいと認められる定型的なものに限ること。

(2) 当該場所に、当該運送サービスに係る運送事業者から当該旅行者へ接続するオンラインシステムの端末機器が設置され、航空券、乗車船券等がこれを使用して発券されるものであるか、又は、発券に関してこれと同等程度の正確さが担保されるような措置が講じられていること。

(3) 取引の公正の維持及び旅行者の利便の確保のため、適切な担保措置が講じられていること。

3 旅行者が、コンビニエンスストア等営業所以外の場所を使用して、募集型企画旅行契約の締結、運送機関又は宿泊機関の代理行為を行う場合は、「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売に係る取扱について」（平成12年3月31日付け課長伺い定め）の要件をすべて満たしたものについてのみ認めることとする。

(資産の増減)

第6条 規則第4条第2項の「資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価額と異なることが明確であるとき」とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市場性のある資産の再販価格の評価額が、基準資産表計上額を上回る旨の証明があった場合

(2) 債権の保全がされておらず、請求権の行使できない資産、又は相手方の倒産等により回収不能と認められる資産を計上していた場合

(3) 債権の存在が明らかでない資産を計上していた場合

2 前項第2号及び第3号の場合においては、概ね「第7号様式」による精算状況報告書、貸付契約書の写し等を提出するものとする。ただし、不良債権とみなして控除しても、基準資産額を満たしていれば提出の必要はないものとする。

3 規則第4条第3項の規定により資産が増減するのは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算による場合

(2) 増資、贈与、債務免除等があったことが証明された場合

(管理者の複数選任)

第7条 法第11条の2の規定により旅行業務取扱管理者を選任する場合、従業員が10人以上の大規模な営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任するものとする。ただし、法第11条の2第5項に定める場合を除く。

(登録の審査基準)

第8条 旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新登録、変更登録等の申請に対する処分は、法、規則及び本要領に基づいて行うものとする。

(事業廃止等の届出)

第9条 法第15条第1項から第3項まで、又は第35条第1項から第3項の規定による事業廃止等の届出は、概ね「第8号様式」によるものとする。

第3章 業務

(料金表)

第10条 法第12条第1項の規定により定めた料金を掲示するための料金表は、概ね「第9号様式」によるものとする。

(事故報告)

第11条 旅行者等及び旅行サービス手配業者は、自らが取り扱った旅行において次の各号の事故が発生したことを知った場合には、それぞれ「第10号様式」、「第11号様式」による報告書を提出するものとする。

- (1) 死亡者の発生した事故
- (2) 10名以上のけが人の発生した事故
- (3) 10名以上が巻き込まれたテロ又は大規模な災害
- (4) ハイジャック
- (5) その他社会的影響が大きいと旅行者において判断したもの

2 前項のうち、事故の詳細等が明らかでない場合であっても第一報として明らかになっている事項を直ちに報告し、その後明らかになった事項については、追加報告する方法により対応すること。

(旅行商品の宅配)

第12条 旅行商品の宅配に際して宅配業者が旅行代金の收受を行う場合は、「旅行商品の宅配に係る取扱について」（平成12年3月31日付け課長伺い定め）の規定によることとする。

第4章 営業保証金

(営業保証金の権利の継承)

第13条 法第16条第2項に規定する「営業保証金につき権利を継承した事実を証明する書面」は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旅行業者が死亡した場合

ア 戸籍謄本

イ 遺産分割の協議書、家庭裁判所の審判書の謄本、公正証書等

(2) 旅行業者たる法人が合併により消滅した場合

ア 登記事項証明書

イ 合併契約書の写し

(3) 旅行業者がその事業の全部を譲渡した場合

ア 登記事項証明書

イ 事業の全部譲渡の契約書の写し

(営業保証金の権利の実行)

第14条 保証金規則第2条第2項に規定する「権利を有することを証する書面」は、旅行申込書（控え）及び領収書・金融機関を利用して振り込みなどをした場合の明細書、その他これに代わる書面とする。

(営業保証金取戻公告済届)

第15条 保証金規則第9条第5項による公告をした旨の届出は、概ね「第12号様式」による。

(営業保証金取戻しのための証明)

第16条 保証金規則第9条第7項に基づく営業保証金取戻しに関する知事の証明を受けようとする者は、概ね「第13号様式」により請求すること。

第5章 立入検査

(立入検査)

第17条 法第70条第3項の規定に基づき登録行政庁が実施する立入検査については「神奈川県旅行業者等及び旅行サービス手配業者立入検査実施要領」（平成30年6月1日改正）により実施する。

第6章 不利益処分

(不利益処分)

第18条 旅行業法第19条第1項及び第37条第1項に基づく不利益処分の取扱いは、「旅行業法第19条第1項及び第37条第1項に基づく旅行業者等及び旅行サービス手配業者の不利益処分の基準について」（平成30年6月13日付け課長伺い定め）の

規定により行うものとする。

第7章 その他

(法の施行要領等の準用)

第19条 この要領に定めのない事項並びに法令の規定に関する解釈及び運用については、「旅行業法施行要領」(平成17年国総旅振第386号)、「旅行業法施行要領(営業保証金関係)」(平成17年国総旅振第460号)、及びその他の通知の定めを準用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月5日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年5月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月14日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月19日から適用する。